

# 農業会議通信



## 新たな時代の農業委員会系統組織の役割

明けましておめでとうござい  
す。

甚大な被害をもたらした東日本  
大震災・津波、原発事故から4度目  
の正月を迎えました。

被災地では、住民をはじめ関係  
機関の懸命な取り組みにより、再  
建が徐々に進んでいます。いま  
だ多くの課題を抱えております。  
早期の復旧・復興を切に願うもの  
であります。

昨年は、農政改革実行元年に  
あつて、農業委員会系統組織は、  
「人」と「農地」の問題解決に向け  
て、関係機関・団体との連携を強化  
しながら、地域に根ざした活動を  
行ってきました。

これら活動に当たっては、法令  
事務の審議の透明性の確保はもと  
より、農地・パトロールの徹底、遊休  
農地所有者の意向把握、農業委員  
自らの手による遊休農地の解消活  
動など「農地の日」の多彩な取り  
組み、「農業委員会活動の見える  
化」など業務の品質向上に取り組  
んできました。

今後とも、担い手への農地の集  
積・集約化、耕作放棄地の発生防  
止・解消、さらには、農地中間管理  
事業のための利用配分計画案への  
意見具申など、ますます重要な責  
務と役割を担っていくことになり  
ますので、継続して品質向上に励  
む必要があります。農業会議にお  
いても自らの業務の品質向上に取

り組むとともに、農業委員会・農業  
委員が「自信と誇り」やる気「情  
熱」をもって業務に取り組めるよ  
う、助言協力して参ります。

さらに、昨年末に、国では、地方  
創生関連2法案が制定し、加工・販  
売施設等の整備などにより、雇用  
創出・所得確保を実現するとして  
います。

本県において、地方創生は喫緊  
の課題であり、高齢者、小規模・兼  
業農家など、多様な人々がそれぞ  
れの役割を発揮できる魅力ある農  
業の構築が急がれます。

このような中にあつて、昨年の  
第22回農業委員統一選挙に引き続  
き、今年度は、16市町村において、農  
業委員選挙が行われる予定であり  
ます。女性・青年など多様な人材が  
積極的に登用され、農業委員会が  
地域農業の維持発展、地方創生に  
大いに貢献されることを期待して  
います。

農業会議は、新たな時代の農業  
委員会系統組織を目指しながら、  
農業委員会とともに、農業者が将  
来に夢と希望を持って、農業に取  
り組むことができる農業・農村の  
構築に向け、与えられた責務と役  
割を十分に果たしていきます。

関係各位のなご一層のご支援、  
ご指導をお願いするとともに、皆  
様方のご健勝とご多幸を心から祈  
念し、新年のご挨拶といたします。

岩手県農業会議会長 佐々木 和博

オピニオン  
コーナー

## 農地利用集積と遊休農地対策の強化について

## ◆現行制度

国の新たな農政改革の一環として、今年度から農地中間管理事業がスタートするとともに、改正農地法に基づく遊休農地対策の強化や農地台帳・地図の整備と公表が法定化された。

これらは、地域農業マスタープラン（人・農地プラン）とともに、農地の確保と担い手への利用集積に向け、相互に密接に関係しているものである。

この内、遊休農地に関する措置は農地法改正に伴い、これまでの「所有者等への指導」に代えて、「利用意向調査」を行うこととなっており、農業委員会による農地の利用状況調査を踏まえて、順次実施されつつある。

利用意向調査に対する回答様式の中には5つの選択肢があり、その1番目が、「当該農地について、農地中間管理事業を利用します。」となっている。それが選択された場合には、農業委員会は農地中間管理機構（以下、「機構」という。）に対し、その旨通知することとなっている。

一方、機構は本誌3ページにある借入基準に基づき、出し手から申し出のあった農地を借りるかどうかが判断するが、中には基準を満たさず、借入されない農地も出てくるだろう。

## ◆課題

農地法改正のねらいの一つは

遊休農地の機構への貸付を通じ、担い手への集積に結びつけることである。しかし、遊休農地は傾斜地、小区画、排水不良、農機具の進入路が未整備など、耕作条件が悪いため遊休化したものが多い一方、担い手が借りたいたいの平場の団地化した効率的に耕作できる農地が中心であり、ミスマッチが生ずるのが現実である。

荒廃農地の内、森林の様相を呈しているなど、再生困難な農地は農業委員会総会の議決により非農地と判断することとなるが、それにも該当せず、かと言って受け手も見つからない、自らも耕作できない農地をどうやって維持するかが現場の悩みである。

## ◆しからばどうするか

## ①引き続き受け手を探す

機構による借入が行われなかった場合には、農業委員会によるあっせんも含め、機構以外への貸付などの方策を引き続き探ることになる。地域農業マスタープランの見直し過程での検討なども重要である。

また、本県の機構は、借入基準を満たさない農地について「貸付希望農用地等調査票」に登録し、時期を見て対応を検討するとしているの、それを待つこともできる。

さらに、5ページにあるように、平成27年4月1日からは農

地台帳・地図の公表が始まるが、インターネットによる公表事項には、「貸付けに関する所有者の意向」も含まれており、これまでに比べて格段に、貸付け意向のある農地について、受け手がそれを目にする機会が多くなる。

これより発展した取り組みとして、埼玉県深谷市農業委員会では、以前から、「アグリハローワーク」と称して、貸付意向のある農地を写真付きで農業委員会のホームページを通じて紹介しており、参考とされたい。

## ②当面の保全管理

受け手が見つかるまでの間、所有者または集落の共同活動による保全管理が必要となるが、その方法の一つとして日本型直接支払制度の活用がある。例えば、多面的機能支払の農地維持支払は、田は10a当り3千円、畑は2千円、草地は250円支払われるが、組織による活動が要件となっている。

管理作業を委託するとすれば、地域によるが、耕起は10a当り5千円程度、草の刈取は2千円程度かかるので、額としては十分でないかもしれないが活用も一案である。

## ③多様な活用

遊休農地の活用方策については、各種のハンドブックや事例集が各方面から出されており、今一度、参考にされたい。家畜放牧、市民農園、福祉・学校農園、

食農教育、花による景観形成など、農地の多様な活用方策は枚挙にいとまがない。

最近の例では、京都府農業会議が「モデルファーム運動」と称して、農業に携わることがを希望する府民や企業と農村集落が協定を結び、農地を有効利用する運動を行っていることが全国農業新聞で紹介されている。

## ④制度改正（創設）

現在、食料・農業・農村基本計画の見直しが行われており、その中で、食料自給率や食料自給力のあり方が焦点の一つとなっている。

いずれ、それらを踏まえ、将来に亘り確保すべき農地面積が明らかになるであろう。

昨年5月に開催された全国農業委員会会長大会の決議事項にも、幅広く市民の寄付等を活用して農地の確保・保全を図る「農地トラスト制度」の創設や、遊休農地の土壌条件の劣化を防止し、耕作条件を維持する「予備農地」の考え方の導入など、新たな農地保全のしくみも提案されている。

このような制度見直しも含め、農業委員会系統組織として農地の確保と有効利用に向けた取り組みを更に強化していかなければならない。

（文責 三浦良夫）

## 農地中間管理事業における農地の借り入れ基準、貸付先の決定ルールについて

(公社) 岩手県農業公社 伊藤安男

農地中間管理事業がスタートして9か月が経過しました。その間、農業委員会や農家の方々から公社の貸借に関する意見や質問などが寄せられていますので、今回は公社の農地中間管理事業における「農地の借入基準」と「貸付先の決定ルール」について、ご説明します。

### 【農地の借入基準】

農地の借入基準は、公社の「農地中間管理事業の実施に関する規程・平成26年3月28日施行、以下(実施規程)」第3条に規定されており、要約すると、一点目は遊休農地など、農地として利用することが著しく困難な農地に該当しないこと。二点目は借受希望者が少なくマッチングの可能性が著しく低い農地に該当しないこと。と規定されております。

これ以外の農地については、制度の趣旨を踏まえて次のように運用することとしております。①区画整理された農地又は1畝以上の団地若しくは担い手の耕作する農地と隣接して、利用上問題(境界、用排水、耕作道、障害物などの問題)がなく、貸付けるまでの間、管理者がいること。②市町村、農業委員会等の情報により受け手の確保が確実と見込まれ、また貸

付けるまでの間、管理者がいること。③地元の利用調整活動により受け手が想定されること。以上のいずれかの場合は受け手がいない場合でも借受けることとしております。

これら以外で貸したい希望のある農地は、「貸付希望農用地等調査票」に登録します。貸付希望農用地等調査票の内容は農地の所在地、当該農地の概況(地目、面積、区画の状態、境界問題や障害物の有無など)及び希望する賃料などを本人に記入していただき、時期を見て市町村等の協力を得て現地調査のうえ対応を検討することにしております。

なお、所有権以外の権利(抵当権や地上権等)が設定されている場合は、当該権利の実行の可能性と実行後に及ぼす影響等を考慮し判断して借入れることとなります。共有地の場合(相続登記が未了など)は、共有者全員の同意を得て借入れることとなりますが、利用権の存続期間が5年を超えない場合は、2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られれば借入れが可能となります。

中山間地域等直接支払いに係る対象農地の場合で、集落協定の対象農地は、公社からの管理委託を受けた者又は転貸された者が集落

協定の参加者でない場合は、協定に参加し市町村に届けることが必要です。個別協定の対象農地は次年度以降は交付対象外となります。

### 【貸付先の決定ルール】

一方、公社の貸付の相手方は、実施規程第4条の規定により借受希望者の募集を行いこれに応募された方の中から、実施規程第6条に規定する農用地利用配分計画の決定方法(貸付先の決定ルール)により決定します。農用地利用配分計画の決定に当たっては、市町村に農用地利用配分計画の作成をお願いしますが、市町村は農業委員会の意見を聴いて作成することとなります。

貸付先の決定に当たっては、①借受希望者の規模拡大又は経営耕地の分散範囲の解消に資すること。②既に効率的・安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないこと。③新規参入者の効率的・安定的な農業経営に資すること。④地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者の要望を踏まえて公平・適正に調整すること。に留意して、具体的には、担い手の利用農地の集約化や地域農業マスタープランの実現のための貸付けを優先して借受希望者と協議します。

また、当該農地を従前から利用している担い手については、いわゆる「貸しはがし」にならないよう配慮し協議することになります。

更に、当該地域内に借受希望者

が複数いる場合は、「優先順位検討表」により順次協議することとしております。

優先順位検討表では、借受希望者が地域農業マスタープランで中心経営体に位置付けられているか、経営農地との地理的關係はどうか、経営農地との地形・面積・賃料など借受希望条件と合致しているか、地域農業の発展との連携などを点数化して点数が高い者から順次協議し、協議が成立した者が貸付相手方となります。

従って、市町村にはこの貸付先の決定ルールにより農用地利用配分計画の作成をお願いすることとなります。

市町村や農業委員会に相手方指定の相談があった場合は、当事者に農地中間管理事業の趣旨と貸付先の決定ルールを理解していただく必要があります。

また、集落営農組織と個人の大規模経営体が混在している地域などで優先順位検討表では調整が困難な場合は、地域農業マスタープランの話合いの中で関係者が創意工夫して解決することが望ましいと思っております。

### 【結び】

公社は県の指導のもと、特に、農業委員会が行う農地の利用調整活動や、市町村が行う機構集積協力金交付事業と連携して農地中間管理事業を推進することとしておりますので、一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

# 私もひとこと

## 農地パトロールと農地利用意向調査の実施について



滝沢市農業委員会  
会長  
齊藤 實

滝沢市農業委員会では、平成20年度から現在の形の農地パトロールに取り組んでいます。

この農地パトロールは、各農業委員がそれぞれの地域で日頃の活動の中で把握している遊休農地等について、農地法で定められている「農地の利用状況調査」として実施しています。

今年8月20・21日、市内を4地区に分けて、4班編成で一日2班ずつ実施しました。農業委員、市農林課職員のほか、平成25年度からは農業協同組合、土地改良区などの関係団体にも職員派遣を依頼し、農地の荒廃状況の共有化を図っています。

農地パトロールでは、各農業委員が担当地区の遊休農地所有者を個別訪問し、その圃場の状況を聞き、より具体的に農地の管理などについても相談を受けたり、指導を行っております。

その中では、耕作再開を促したり、あるいは遊休農地に農業委員数人が集まって、刈り払いやトラクターにより

耕起作業を行い、農地に復元するなど、委員自らが遊休農地問題に取り組み、地域から耕作放棄地を無くすことの重要性を認識していただいております。

今年度からは、改正農地法に基づく遊休農地対策として、農地の利用状況調査のあと、遊休農地の所有者等に対する「利用意向調査」を実施することとなっております。

今年度実施した調査の結果は、荒廃農地A分類「再生可能」25筆、B分類「再生困難」94筆、合計119筆を確認しており、11月5日には、その筆の所有者に対して「利用意向調査票」を11月14日の回答期限内で郵送により実施致しました。

今後は、調査結果に基づいた意向により順次事務手続きを進める予定となっております。

当農業委員会では、以前から農家に対し今後の農業経営に関する意向等を確認する「農家意向調査」と、農地の全筆について貸付意向等を確認する「農地利用状況調査」を実施しておりますが、それらも活用しながら、来年4月より改正農地法に基づき公開することとなっている農地台帳の整備を進めているところです。

地域農業における農地と人の問題は、担い手の高齢化などにより、より重要な課題となっております。農業委員会組織は農地の現場に責任を持つ組織として、農地の利用調整をはじめ、さまざまな仕事を通じて農業・農村の発展に向けて取り組むことがますます重要となっております。

今後とも当農業委員会に対する皆様方のご支援をより一層お願い申し上げます。

## 岩手県農業会議 佐々木正勝前会長、 館澤正吉元副会長 平成26年秋の叙勲のお知らせ



館澤 正吉 氏



佐々木 正勝 氏

去る11月3日に発令された平成26年秋の叙勲において、当会の前会長 佐々木正勝氏(70歳)が瑞宝小綬章、元副会長(前盛岡市農業委員会会長)の館澤正吉氏(78歳)が旭日单光章を受章しました。

佐々木氏は、長年にわたり県行政に従事し、功労を積み重ね、成績を挙げられたことに対して授与されたものです。

館澤氏は、長年にわたり農業委員として活動し、顕著な功績があったことに対して授与されたものです。

## 岩手県農業会議事務局次長に就任して



事務局次長  
村上 勝郎

的な施策等が議論されていますが、中山間地域が多い本県は、農林業の振興が地方創生の重要な鍵を握っており、そのなかで、地域を熟知し、農業者の代表でもある農業委員は、これまで以上に、農業者の最も身近な存在として、地域活性化のためのアイデアを提案・実行し、その集合体である農業委員会自身も進化していくことが必要と考えます。

地方創生、農業委員会の制度見直しにおいて求められる農業委員像は、鳥取県農業会議川上一郎会長の著書「ザ・スーパードア農業委員会」(全国農業図書)に記載されている内容そのものだと思いますので、改めて、お目通しいただきたいと思います。

農業会議では、新たな農業委員会系統組織を目指し、農業委員会と同様に、業務の品質を向上させ、地域農業の維持・発展が図られるよう、農業委員会を日常的に支援できる体制を整備し、系統組織が一体となった取り組みを進めていきますので、よろしくお願ひします。

26年10月に農業会議事務局次長に就任して、3カ月が経過しました。この間、農業委員ブロック研修会などで、農業委員会組織・制度改革について、国の検討状況などをお話させていただきました。

国の農業の成長産業化に向けた農政改革、農協・農業委員会の制度見直しにより、農業・農村は大きな変換時期を迎えることとなります。もとより、農業委員会は、これらの改革により、顧客である農業者や住民などの視点に立ち、農地利用の最適化をより良く果たせるよう地域に根ざした取り組みを強化しなければなりません。

また、国において地方創生にかかる具体

### 農地台帳・地図の整備と公表について

平成26年4月に施行された改正農地法において、農業委員会は、保有する農地の情報を一筆ごとに整備して、農地台帳を作成することや電子化することが義務づけられ、また、地図についてもインターネットや窓口等で公表するよう定められました。これにより農地台帳及び地図ともに「法定化」となりました。

これは、農地中間管理機構による農地の流動化を支援する目的で、地域農業（経営再開）マスタープランの地域における話し合いの際に、担い手へ農地台帳の情報を提供するこや、27年度から実施される多面的機能支払いの支払い根拠を農地台帳記載面積で算定しようとする狙ったものです。

公表時期については、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等および経過措置に関する政令」のなかで、平成27年3月末までは「作成することができるとされてはいますが、27年度からはインターネットや窓口等で農地台帳及び地図を必ず公表しなければいけません。

このため、公表までの間に農業委員会は、農地台帳の情報更新と、農林水産省の指定で全国農業会議所が示した全国統一の様式による

システムの改修や、農地等の必要な情報を収集して台帳に反映させることが必要となります。

また、公表事項については、表1に沿って行うとともに、公表手続き等は、地方自治法と関連政省令及び市町村条例により、市町村が決定することとなっています。窓口における閲覧及び記録事項要約書の交付は、農地台帳閲覧・記録事項・要約書交付請求書の提出を受けて行いますが、この際の手数料については、法務局における閲覧・登記事項要約書の手数料の取り扱いを参考に、市町村条例等によるその他事務における事務取扱（手数料）基準と照らし合わせて決めることとなっています。前出にもあるように、農業委員

会においてインターネット上で農地台帳及び地図を公表することに ついては、全国農業会議所が構築する全国一元的システムの「農地情報公開システム」を活用して公表することとなります。

このシステムは、農業委員会が全国農業会議所との公表事務にかかる委託契約のもと、全国農業会議所が農地台帳の全事項の情報及び地図情報を収集し、公表事項をインターネット上で閲覧出来るようにするとともに、非公表事項には制限をかけて関係機関のみ閲覧出来るようにするものです。今年度は公表事項の閲覧が可能な段階が開発され、農業委員会で非公表事項を閲覧できる段階は来年度以降に開発される予定で進められて

【表1】農地台帳の公表事項について

	公表		機構への情報提供 (省令§103①)
	インターネット等 (要約書の交付を含む) (省令§104②二)	窓口での 書面の閲覧 (省令§104②一)	
<b>(1) 農地集積・集約化を進めるため、広く公表する必要がある事項</b>			
農地の所在、地番、地目及び面積 (法§52-2①二)	○	○	
賃借権等の種類・存続期間 (法§52-2①三)	○	○	
耕作者ごとの整理番号 (省令§101一)	○	○	
遊休農地の措置の実施状況 (省令§101三)	○	○	
貸付に関する所有者の意向 (省令§101四)	○	○	
農振法・都市計画法等の区域区分 (省令§101五)	○	○	
機構が借りている農地かどうか (省令§101七)	○	○	
<b>(2) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、人・農地プランの話し合いの場等で必要な事項</b>			
所有者の氏名・名称 (法§52-2①一)	×	○	○
賃借人等の氏名・名称 (法§52-2①三)	×	○	○
耕作者の氏名・名称 (省令§101一)	×	○	○
<b>(3) 広く公表する必要はないものの、農地集積・集約化を進めるため、機構が業務を行う上で必要な事項</b>			
所有者の住所 (法§52-2①一)	×	×	○
賃借人等の住所 (法§52-2①三)あ	×	×	○
借賃等の額 (法§52-2①三)	×	×	○
権利移動に係る手続の根拠法 (省令§101二)	×	×	○
納税猶予の適用状況 (省令§101六)	×	×	○
その他必要事項 (省令§101八)	×	×	○

※市街化区域内の農地については、市街化を進めるべき地域にあり転用が許可なく行えるものであることから、農地台帳に記録されている全ての事項について、公表対象から除外する（省令§104①一）。

※農地の賃貸借は、引き渡しによって第三者に対抗できるため（農地法第16条）、賃借人の登記は通常行われていない。また、住民基本台帳は個人情報の保護の観点等から閲覧を制限している。

【図1】《インターネット公表イメージ》



- 地図上に農地区画、ピンが表示されます。“ピン”とは1筆地の中心を示します。
  - 選択すると住所等の登録情報が表示されます。
  - 地図の背景図を選択することができます。
- (縮尺市街地1/2,500 山間部等1/25,000)

農業者年金加入推進二ニュース

本年度11月時点の新規加入者数(暫定)は35人となり、加入推進目標125人に対する進捗率は20%です。うち、重点対象としている若年層(20~39歳)の新規加入者数(暫定)は19人となり、加入推進目標69人に対する進捗率は27.5%です。

重点対象としている若年層の全体に占める割合は6割に達して、全体の目標に占める割合を超えており一定の成果をあげていますが、昨年同時期と比較すると特に若年層の加入が鈍化しています。

農業委員会におかれましては、引き続き特段の取組みをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

戸別訪問で集中的な推進を

現在、全県で「加入推進強調月間(12月~2月)」に取組んでおり、戸別訪問を集中的に行っているためです。

農業委員会に戸別訪問セットをお届けしておりますのでご利用ください。

訪問の際は、事前の準備も含め、加入推進対象者それぞれの営農や世帯状況に応じて効果的な説明を心がけていただき、着実に加入に結びつくようよろしく願います。



全国農業新聞普及二ニュース

『後期普及強調月間(2月~3月) 農業委員会一丸となった取り組みを!』

平成26年の普及部数が取りまとまりましたのでお知らせします。

平成26年は、年間平均部数4,500部以上を目標に普及推進に取り組んできましたが、1月~12月の平均部数は3,994部と残念ながら目標を達成することができませんでした。普及部数では、対前年対比で、遠野市38部、雫石町4部、普及村2部の増部となっております。また、年間の申込部数に対する農業委員数の割合を見てみると、遠野市が28.4%、大船渡市が13.0%と重点取組事項としていた年間新たに1部以上の申込を確保するといった目標を達成しております。遠野市では、会長陣頭指揮の下、独自の強化月間を設け、農業委員一人一部以上を目標に集中的に推進するとともに、総会終了後に取組状況を報告し合い相互研鑽を図りながら実績につなげました。

2月~3月が今年度最後の後期普及強調月間となります。新聞の普及部数は暦年でカウントしており、新年から年度初めの取組が当該年の普及実績に効果的につながります。目標部数に一部でも近づけるよう、会長の陣頭指揮の下、農業委員、事務局一丸となって普及推進にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

27年1月から3月までの主要な行事

開催時期	行事名
1月15日(木)	第416回常任会議員会議(エスポワールいわて)
1月19日(月)~20日(火)	女性農業委員活動研修会・「ポラーノの会」総会(盛岡市内)
1月28日(水)	経営戦略セミナー(盛岡市内)
2月5日(木)~6日(金)	市町村農業委員会職務代理人・部長等研修会(盛岡市内)
2月10日(火)	いわて農業の未来を拓く担い手を考える研修会(盛岡市内)
2月12日(木)	市町村農業委員会事務局長研修会(岩手県自治会館)
2月16日(月)	第417回岩手県常任会議員(エスポワールいわて)
2月16日(月)~17日(火)	市町村農業委員会会長研修会(盛岡市内)
2月19日(木)~20日(金)	農業経営者セミナー(花巻市内)
3月16日(月)	第417回岩手県常任会議員会議(エスポワールいわて)
3月24日(火)	岩手県農業会議定期総会(エスポワールいわて)

新刊図書のご案内

多視点型 農業マーケティング



広告業界でのノウハウをもとに、実績を上げた農業マーケティングの先駆者である平岡豊氏が「実践型農業マーケティング」の続編として著した最新刊「多視点型農業マーケティング—6次産業化へのヒント77—」。

著者は、日本農業はこれまで「単視点的」発想での施策が多かったのではないかと農業関係者に問いかけ、新たな視点で現状を見直し、打開策を見いだすよう意識改革を促す。

★ 主な項目 ★

- 第1章 「多視点」についての考察
- 第2章 「適正消費」を多視点で構築しよう
- 第3章 「3つの視点」を、マーケティング活動に生かそう
- 第4章 マーケティングアイデア77

コード番号:26-30  
新書判・197頁  
定価:933円(税込)

農地制度実務要覧 改訂2版



お待たせしました。新たな制度に対応した「農地制度実務要覧」の改訂2版をお届けします。

法律の条文ごとに、政令・省令だけでなく、関係する通知を1か所にまとめており、「知りたいことが手づる式に分かって便利」と好評です。

平成25年末の農地制度改正と農地中間管理機構法の制定に対応しました。

農委法から農地法、基盤法、機構法、農振法、特定農地貸付法、市民農園法まで、これ1冊で農地制度の全体像が分かる農地行政の実務者に必携の図書です。

コード番号:26-36  
A5判・1,331頁  
定価:8,000円(税込)

お申し込みは岩手県農業会議へ  
TEL:019-626-8545 FAX:019-629-9210

編集 発行人/事務局長・三浦良夫 〒020-0024 盛岡市菜園一丁目4番10号(第二産業会館4階) 電話019-626-8545 印刷/川口印刷工業株式会社